

290

387

No. 290  
漢  
字

# ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC)

Intergovernmental Oceanographic Commission

宇 田 道 隆

## I. IOC 設置までの経過

「ユネスコ資料」第2号(昭和35年12月)に掲載の「菅原健：ユネスコ海洋学事業の展望」と、会議出席報告および議事録の諸資料とをあわせ参照して、以下の報告をつづった。1955年5月のローマの準備委員会につづいて、1956年にユネスコの中に設置された国際海洋学諮問委員会 International Advisory Committee on Marine Sciences (IACOMS) は元来日本の首唱に端を発して成立したものであることは、すでに菅原博士が記述されたとおりであって、1952年第7回ユネスコ総会 (Paris) で、日本代表尾高朝雄博士の主張により、ユネスコ事業の重要項目に海洋開発研究が採択され、つづいて1954年第8回ユネスコ総会 (Montevideo) で、日本代表茅誠司博士 (日本学術会議会長) 提案により、海洋学問題討議のための特別委員会案が可決され、国際海洋学諮問委員会第1回会議は1956年 (ベルー)、第2回 (1957年、バンコク)、第3回 (1958年、パリ) と開かれた。

この間、1952年11月マニラで、第8回太平洋学術会議に先だって開かれたユネスコとFAO共催の「インド太平洋地域海洋学専門家会議」に、日本代表尾高朝雄、日高孝次両教授から、日本に国際海洋学研究所を設置する要望を出した。このことがもとで、1962年4月に形を変えて、国際ではなくて、東京大学付置の海洋研究所 (所長日高孝次) が実現した。そしてまた、日本と時をほぼ同じうして同じ声を上げていたインド・東南アジア地域のために、コチン(インド)に国際インド洋調査生物学センターが1963年ごろから発足することに決定した。これに先立ち、1959年1月、サイゴンにおける東および東南アジア海洋学専門家会議 (日本より吉田耕

造代表出席) で、東南アジア海域海洋調査計画 (1961—65) を打合わせ、タイ湾方面の調査 (NAGA Expedition) 等を決定、また1959年8月—12月、ナトランの海洋研究所でユネスコ東南アジア科学協力局 (ジャカルタ) 主催の海洋学研修コースがなされた。これらは、東京大学海洋研究所設置に、一連の関係をもつものといえる。なお1962年3月、マニラで、東および東南アジア地域海洋科学研究機関代表者会議が開かれ、日本から気象庁海洋気象部長寺田一彦博士が代表として出席、黒潮調査等が協議された。

一方ユネスコは、1955年10月東京で、海洋物理学シンポジウム、インド太平洋地域海洋学機関研究代表者会議、海洋学中間諮問委員会 (Interim Advisory Committee on Marine Sciences) を開催した。これは、日本の海洋学関係者に好刺激を与えたと共に、来朝諸外国海洋学者に日本を認識理解させることに役立つことが多かった。

### (1) 国際海洋学諮問委員会 (IACOMS) 第4回会議 (1959年 New York)

第1回国際海洋学会議 (International Oceanographic Congress) につづき、IACOM 第4回会議も開かれ、日本から前者には日高孝次博士、後者には同博士および菅原健博士 (代表) が出席した。その席上で、ユネスコの海洋学事業を強化するために、政府間海洋学研究会の必要性が提言、承認され、1960年7月、その開催のための予備的検討、その他海洋科学に関する国際協力が討議された。SCOR (Scientific Committee on Oceanic Research [国際学術連合会議, International Council of Scientific Union (ICSU) に属する「海洋研究科学委員会」] が、国際インド洋調査 Inter-

national Indian Ocean Expedition, (IIOE) を提案し、討議の結果、事務局長 Snider さんと専門別ワーキング・グループを中心に具体的準備を進めることになった。

## (2) 海洋学研究政府間会議準備会議

(1960年3月, Paris)

この会議には、ユネスコ常駐日本政府代表戸田盛国氏が出席した。

7月に開催の本会議に提出する議題について、審議が行なわれたが、この席上、1954—58年間ユネスコ自然科学局で、事実上の海洋学専門秘書として活動した吉田正男氏の貢献に対し、感謝状を贈る決議がなされた。

議長は La Combe 教授 (フランス), リポーターは Deacon 博士 (英) であった。

国際協力について米国代表は、個々の学者の専門的研究活動を政府などが援助するのが有効(例、国際インド洋調査)で、海洋調査(海底図、磁気、重力、生産力等分布図)には、組織的包括的観測が必要で、政府機関の担当を期待し、後進国海洋学援助(スタッフの訓練等)はユネスコの担当を希望すると述べた。ソ連代表は、ユネスコの枠内で、海洋学研究のための特別委員会を再組織、統合し、研究方法、努力等の統一化を提案した。IAPO (国際測地学地球物理学連合 (IUGG) の国際海洋物理学協会 International Association of Physical Oceanography) 代表は「従来海洋関係で種々の機関があるが、政府レベルで仕事のできる国際機関の存在しないことが、欠陥を生む原因」と述べた。濠州代表は、国際協力には、基金および行政組織を完備した新機関設置が不可欠で、一定海域に限って、関係各国だけで行なうのが最も効果的であると言った。国際連合食糧農業機関 (FAO) 代表は、ソ連代表提示の関係諸機関間の調整問題を特に重要とした。ノルウェー代表は、諸民間機関や地域機関もあり、統合調整は難問題だが、全体的調整を他日に期待して、現在新機関を設置するより、調整を改善し、無駄な重複や紛争を避けるのが実際的であると述べた。

調査研究計画につき、米国代表は、深海潜航

艇の発達に加えて、マンガン、コバルト、ニッケル等鉱物資源が深海底に大量存在する事実からみても、今後20年間は深海時代ともいうべく、深海観測は重要項目となり、同時に魚類等海産食糧の増加方法の重要性を説いた。一方、デンマーク代表は、第1次生産力、プランクトン調査のごとき基礎調査を固めてから、大規模の全般的観測を行なうことを望み、米国代表は、両者平行実施を説いた。また、イタリア代表は「海洋研究者の養成」を、フィンランド代表は「研究と観測を別々にせず、密接に関連させよ」と説いた。ソ連代表 Kort 博士の提案に端を発し、「諸国際機関間の協調を改善する方法」を検討する作業委員会が設けられた。さらに米、ソ、英の代表から、インド洋、南太平洋が未探検海区であることから、これらを広範囲に深海まで調査することが必要であるという一致した見解が述べられた。このうち、ソ連代表は、時間の要素を入れて、分担海区を定めた調査により、力学的、気候学的海洋図を作成するための作業委員会を別に設置することが今後必要である旨を提案、採択された。

次に定点記録式観測が議題となり、沿岸のほか沖合深海で、気象定点観測船のほか、ブイによる自動観測計器開発により、将来国際的標準化実施の方向に見解の一致を見た。

国際海洋研究船(訓練も兼ねる)については、議論がまちまちでまとまらず、共同運営も、結局必要性など本質的検討からやり直すことになった。

国際インド洋調査計画については、Snider 事務局長の現状報告(ワーキング・グループの設置その他)と質問応答があった

ついで「東南アジア海域の海洋生物学および海洋物理学的調査特別計画」につき、起案者 Revelle (米) の説明があり、中国、世界気象機関 (WMO)、英国代表より、それぞれ関心の度を披れきした。また、国際原子力機関 (IAEA) の佐伯誠道代表は、放射能海洋学における IAEA の役割と計画を説明した。

「訓練計画」では、海洋学奨学金、地域研究・

訓練セ  
足などが  
たと共に  
ける意見  
自然科学  
物理方面  
南アジア  
地養成要  
大学およ  
学)に継  
コ、イタ  
ての海洋  
は、地球  
策を望ん  
表の発言  
準を高め  
その他隣  
たは教授

## 第1作

立、その  
問委員会  
第2作業  
データ交  
が改めて  
ター、国  
議題でソ  
応用によ  
議)は、計  
とになった

## (3) 海洋

(I

Oce

16)

この画具  
ゲンの王  
34、日本  
スウエー  
本政府代  
原健(名古  
大学教授)  
3博士。

訓練センター、海洋学者不足対策、器材設備充足などが討議され、ユネスコの援助が求められたと共に、インド地域に国際研究センターを設ける意見が強く出た。ユネスコ側として、Kovda 自然科学局長は、大学教育を念頭に置いて、物理方面に力を入れた海洋学徒養成を考え、東南アジア・アフリカ等での研修コースによる現地養成要望を語った。イスラエル代表は、既存大学および施設、ことに後進国ないし「若い大学」に継続的研究援助、技術援助を求め、モナコ、イタリア代表は、国際および国内職員としての海洋学者のポスト増設を求めた。英国代表は、地球物理学、地質学の知識欠乏に処する対策を望んだ。議長は以上を要約し、さらに米代表の発言に基づき、既存の大研究施設で技術水準を高めることを追加した。なお「地球物理学その他隣接諸科学振興のため、大学学部長（または教授）会議」を決議した。

第1作業部会の結論で、国際海洋学委員会設立、その目的、機能等におよび、国際海洋学諮問委員会 (IACOMS) の廃止が話題に上った。第2作業部会の結論では、データセンターとデータ交換が話題に上り、「観測成果の統合」が改めて議題として論ぜられ、国内データセンター、国際データセンターが検討された。準備議題でソ連が強く求めた「系統的海洋学情報の応用による航海と漁業への作業助力の可能性論議」は、試行的討議のため一応議題にのせることになった。

### (3) 海洋学研究政府間会議

(Intergovernmental Conference on Oceanic Research) (1960年7月11日～16日, Copenhagen)

この画期的会議は、デンマーク国コペンハーゲンの王宮 Christiansborg で開かれた。参加国34、日本代表は、ユネスコ執行委員松井明（在スウェーデン特命全権大使）、ユネスコ常駐日本政府代表戸田盛国（在仏大使館参事官）に菅原健（名古屋大学教授）、三宅泰雄（東京教育大学教授）、宇田道隆（東京水産大学教授）の3博士。

議長は Vedel (デンマーク)、副議長はアルゼンチン、フランス、インド、日本、ソ連、英国、アメリカの7か国代表、リポーターは La Combe (仏) と決定。一般討論に入った。この中で FAO 代表は、FAO と UNICEF (国連児童基金) との協力例などを述べて、IOC (政府間海洋学委員会) 設置に際し、考慮を求めた。

この間毎早朝の議長、副議長の構成する運営委員会が議事の円滑な進行に貢献したが、作業委員会は、(1) IOC 設置その他国際協力体制、(2) 訓練計画、(3) データセンターとデータ交換について設けられ、(1)は議長 Revelle (米)、(2)は議長松井 (日)、(3)は議長 Panikkar (インド) で進められた。

議題は、1960年3月パリで開催のユネスコ主催「海洋学研究政府間会議準備会議」報告書の勧告事項を基として、その他の提案、資料をも加えて下記のように定められ審議された。

- (1) 海洋研究調査の必要と価値、海洋学の国際協力、国際的・国内的レベルでの海洋学研究推進
- (2) 研究および調査計画
  - (a) 観測
  - (b) 海洋学データ入手の手順
  - (c) 海洋観測を要求する問題
  - (d) 地域による知識および研究の要求の相対的状况
- (3) 調査方法および器材の標準化と相互検定の一般的手段
- (4) データセンターとデータ交換
- (5) 訓練計画
- (6) 海洋調査船の国際的問題
- (7) 即刻合同行動の組織化と、採択さるべき法的、行政的手段
- (8) 系統的海洋学情報の応用による航海と漁業への作業助力の可能性討議
- (9) 海洋学に関する一般宣伝
- (10) 海洋の汚染に関する決議
- (11) 各国々内における海洋学振興に関する決議

以上の各議題について、簡単に説明する。

(1)と(7)に関連し、IOC設置方針を決定、規約案を作成、IOCとSCOR、ICSUとの関係決定方針を定め、ユネスコ事務局自然科学局内に海洋学室(Office of Oceanography)を設置する方針をきめた。

(2)については、詳細なソ連提案を検討の上、意見をユネスコ事務局海洋学室に提出することになった。

(3)については、「専門作業委員会」をユネスコ予算で設置して、検討する方針になった。

(4)は、IGY(国際地球物理学年)以降、米、ソのA、B両センターを存続し、データの迅速な交換をはかる方針にきまった。

(5)は、ユネスコのフェローシップ増強、先進国への留学、理学部長会議の開催、海洋学徒雇用の安定などの方針を勧告することになった。

(6)の「国際海洋学船の共同運航」については、船の必要性そのものについて、ソ連などに疑義があり、一方では小国側が強く要望のため、結局1961—62年度ユネスコ予算に組み入れることを、他の訓練計画と一しょに、第11回ユネスコ総会で審議することに決定した。

以上の審議の過程で、菅原教授は「調査方法と器材の標準化にCGS単位と摂氏温度の採用」を要望した。また「データセンターとデータ交換」に関し、松井日本代表から、日本政府はA、B両センターの存続に賛成すると同時に、情報の迅速交換のための機構確立を要望すると発言した。この結果、作業委員会で修正案をつくり、可決された。

なお、議題(7)の審議中に、フィンランド代表が「IOCは将来WMO(世界気象機関)をモデルとし、WOO(World Oceanographic Organization)を国連の新専門機関として設立すべし」と述べたことは、1962年の政府間海洋学委員会第2回会議における諸発言の中に、その要望が高まった状況にかんがみ、記録に値する。松井日本代表は「IOC設置に日本政府は賛成であるが、既存機関との重複を避け、かつユネスコの活動と背反しないよう留意するこ

とが肝要」と発言した。

議題(6)の国際船については、その必要をデンマーク、英、カナダ、イスラエル、インド、アルゼンチン、スウェーデン、中国等が強調したが、ソ連は「フェローシップ増加を先にせよ」と述べ、濠州、フィンランドは「急いで決めるな」といい、コロンビア、ペルーは「チリ海洋学センターが大地震で破壊されたのをまず再建せよ」といい、日本は「一足とびに新船建造より、既存船をチャーター改装して小国側の希望にこたえ、予算運航等の問題は、第11回ユネスコ総会で討議せよ」と論じ、仏、伊も同意見であった。それで事務局側も、フェローシップ等、他の訓練の重要性も考えて、表題を訓練研究として、予算流用などを第11回総会で検討する案にし、可決された。

そのほか、重要事項として、海洋汚染防止問題につき、IAEA(国際原子力機関)の「原子力平和利用、放射能性残滓の海中投棄処理」に関する重大な関心の表明に対し、ソ連代表が、その防止措置をIAEAに要望すると共に、海洋上における原爆実験禁止決議案を出したので、日・米・ソ代表が協議修正の結果、これら3国の共同提案として、汚染防止のための緊急措置を講ずる必要があるので、許容量決定促進方を決議した。日本が米、ソの間に立って、3国共同提案にまとも上げた功績は大きいもので、珍しい事例というべきであろう。

#### (4) 第11回ユネスコ総会

(1960年11月14日～12月13日、Paris)

(日本代表顧問菅原健教授の出席報告による。)

第11回ユネスコ総会における海洋学作業部会の審議状況は、次のとおりである。

議長 Deacon(英)、副議長 M. Elorkin(ベルギー)、リポーター C. Mahadevan(インド)。1959年—60年、1961—62年の予算がとりあげられ、(a)政府間海洋学委員会(顧問費、職員旅費、会議費)、(b)研究および訓練(インド洋計画費を主とする装備、専門家派遣、代表旅費、会議費、奨学金、印刷、契約)、参加計画(地

域海洋学  
データセ  
アメリカ  
域海洋セ  
予算全体  
大きく討

この会  
なおその  
りである

本総会  
訓練船予  
に運動し  
備と、ラ  
さき、残  
員会等に  
となった

FAOとの

洋学共同

求があり

業部会は

小委員会

るべきこ

整を加盟

は、この

構の意向

に達した

「この FA

委員会が

を制し、

次に作

研究は、

も増進で

調査もな

説明があ

定款を含

た。

(5) 日

Na

sea

海洋学  
特別委員

域海洋学、インドの生物標本、フィリッピン  
のデータセンター、技術援助)、地域計画(ラテン  
アメリカおよび東南アジア科学協力局による地  
域海洋センター)、国際訓練船費用。ユネスコ  
予算全体からみて、海洋学研究の重要性が特に  
大きく評価され、予算増額をみた。

この会議で IOC 設置の決議が採択された。  
なおその際にできた IOC の規約は付録のとおり  
である。

本総会で問題となった第1の点は、国際視測  
訓練船予算9万ドル中、6.5万ドルを、執よう  
に運動したインドを中心とする国々の練習船設  
備と、ラテンアメリカ諸国のそれらのためとに  
さき、残り2.5万ドルを、インド洋計画作業委  
員会等にあてることになったことである。問題  
となった第2の点は、FAOから「ユネスコと  
FAOとの加盟国から成るFAO・ユネスコの海  
洋学共同政策委員会を設置せよ」という強い要  
求があり、議論となったことである。海洋学作  
業部会は、「新たにできた調整委員会の海洋学  
小委員会事務局の縁で、十分の調整が行なわれ  
るべきこと、もしまだ特に両機構の間の政策調  
整を加盟委員会の手でやる必要が起きた場合に  
は、この海洋学小委員会がすべての国際連合機  
構の意向を徴することができるもの」との結論  
に達したが、再びあとで議論がむしかえされ、  
「このFAOとの共同政策委員会の問題は執行  
委員会が取り上げるのが至当」との法律論が勝  
を制し、それに処理をゆだねることになった。

次に作業部会の報告討議の結果、インド洋の  
研究は、インド洋だけでなく、他の海洋の知識  
も増進できるので、いずれは地中海、黒海等の  
調査もなんらかの方法で行なわれるべきだと  
の説明があり、政府間海洋学委員会の設立と  
その定款を含めて、作業部会の修正案が承認  
された。

#### (5) 日本学術会議の海洋学特別委員会

National Committee on Oceanic Re-  
search (NCOR)

海洋学研究連絡委員会が改められて、海洋学  
特別委員会となった。1960年6月、国際インド

洋調査計画を文部省の測地学審議会に持ち出し  
たところ、SCORに対応する組織としての性  
格を本委員会に強く求められ、1960年秋に各委  
員の選出を完了、新たに日本学術会議第4部長  
藤岡由夫博士が委員長になった。そしてインド  
洋調査についても、学術技術的専門作業委員  
会は NCOR が、予算は測地学審議会インド洋調  
査計画小委員会(委員長:日高孝次教授)が担  
当するようになった。同年、科学技術庁で、日  
本学術会議、文部省、気象庁、海上保安庁・水  
路部、水産庁、日本ユネスコ国内委員会、科  
学技術庁等の関係者が集って、この方針を決定  
したのである。

## II. ICO の設置後

### (1) IOC 第1回会議 (1961年、10月19日~27 日 Paris)

日本代表は戸田盛国、菅原健、寺田一彦の3  
氏。代表出席国36か国、外にオブザーバー6か  
国、国際連合その他の関係諸機関の代表者(ユ  
ネスコ関係者を含む)も出席。議長は A. Bruun  
(デンマーク)、副議長は Tchekourov (ソ連)  
および W. M. Cameron (カナダ)。

決議事項のうち、特にわが国に關係の深いも  
のは次のとおりである。

#### 議題4. IOC と他の諸機関との関連

定款によると、加盟国の協力を通じて、海洋  
の性質と資源を明らかにするための、科学的研  
究を促進する提案をすることになっている。海  
洋学の範囲は広く、かつ海洋の性質と資源探  
究の科学研究は多面的で、なかでも世界の漁業  
に関する特別な研究が必要である。一方、世界  
的、地域的の政府間と非政府機関が、海洋学と  
直接それに関連する分野に興味を寄せ、多くの  
研究をしており、これらの機関がよく調整され  
た総合国際海洋研究企画の発展と実施に貢献  
することが望ましい。なお経済社会理事会は第32  
回会合で、IOC が海洋学に關係するすべての  
機関の活動と利害を十分顧慮するよう希望し  
た。また海洋研究と水産研究の補足關係を必要  
とし FAO が水産に關し国際連合内で第一の

責任をもっている点を考慮し、その上、FAOが次の総会で、海洋研究の諮問委員会をつくることを考えていること、SCORが現在ユネスコの諮問機関として、1957年以来海洋研究の国際協力発展に多大の貢献をして来ていること、SCORが水産海洋学作業部会設置を考慮していることを知り、次のように定めた。

1. 国際連合とその専門機関、また他の海洋学に関する政府間および非政府機関が、できるだけIOCに密接に協力するよう訴える。
2. FAO、WMO、その他国際連合の諸機関が、それぞれのセクレタリアート中から人を任命して、IOC事務局の仕事に協力させることを望む(協力範囲はユネスコとそれら機関との間で協定)。
3. 各加盟国より、次回IOC会議のため、水産海洋学(Fisheries Oceanography)を含めたあらゆる海洋分野についてのIOCへの助言手段設定の問題に関し、意見を求めること。
4. 事務局は、SCORおよびすべての国際的海洋学の発達に寄与するとみられる政府間および非政府諸機関から、意見を求めること。
5. IOC事務局は、IOC第2回会議の少なくとも3か月前に、3の各国意見をまとめた報告を加盟国に送ること。

本件の審議中、(a)、SCORとIOCの関係について、「SCORは純粋に学術上助言の源泉たれ」「SCORは研究と助言に努力を集中し、IOCは国際間の調整連絡につとめよ」といった意見(英、米、独、仏代表等)と共に、「SCORの構成に、生物学が十分に代表されていない」との声(デンマーク)も出た。(注:菅原代表は後の部会で「国際生物学連合(I. U. B. S.)の中に、海洋生物学部門を作るのが、最も実際的な道だろう」と示唆した。)

(b) 水産面海洋学の諮問委員会の問題については、1960年7月のコペンハーゲンに

おける海洋学研究政府間会議、同年11—12月の第11回ユネスコ総会以来の持ち越しで、IOCとFAOとの連絡を、セクレタリーレベルで行ないたいというユネスコ側の主張に対して、FAO側では、もっと高いレベルで発言力を持ちたいと主張し、結局第11回総会では、次の常任理事会へ問題を付託したが、その理事会でも解決せずに本会議に来たところ、米代表が、SCORと並列する水産面海洋学諮問委員会(Advisory Committee on Fisheries Aspects of Oceanography)をIOC内に作る案を提出し、フランスおよびブラジルの代表もこれを支持した。FAO代表は「委員会構成人員は10~15名とし、FAO参加国から代表制で出したい」と述べた。豪州代表Humphreyは「委員は個人の学的資格で選出されるべきで、地域別その他学術以外の要素の介入を避けるべきである。SCOR自体で水産海洋学のグループを考慮中」と述べ、そこで、ソ連、インド、代表の意見で、作業部会(I)ができた。その席上、Humphreyは「SCORの委員約10名に、水産グループ10~15名では多すぎ、円滑な議論ができなくなる。FAO側代表では、政府代表ということになる。むしろ数を少なくして、ソ、日、米、豪などより真の専門家を選べ」と述べ、ソ連のZenkevitchは「早急に片付けず、十分練れ」と言い、議長Panikkarは「意見を書面に出してもらい、印刷配布により、さらに研究しよう」と会を閉じた。その後、運営委員会で、ソ連代表Tohekourovは「FAOの語を除け。セクレタリー増員反対」と述べ、ユネスコのWoosterは「FAOセクレタリー1名バリ常駐連絡」を希望した。

#### 議題5(c) 国際インド洋調査

IOCは、インド洋調査計画に加盟国の任意的協力が有効であるべきこと、SCORが企画に従来多大の役割を努めたが、今後もこれを続けること、IOCの役割がぎまわってないことをみとめ、また現在海洋研究に関係ある諸機関の助言と協力が、本計画に利する点

の多い  
の参加  
SOCR  
受ける  
議題5

多く  
るため  
要があ  
界海洋  
研究に  
参加国  
IOCの  
総合企  
る点を  
洋研究  
討を勧  
関係国  
り、適  
機関と  
を構じ  
の面か  
し、ま  
みやか  
務局は  
をまと  
法で、  
きこと  
のとお

(a)  
洋熱帯  
北大西  
流調査  
査年(流、  
ラジル  
海洋物  
る調査  
連)、(1  
2計画  
湾、カ

の多いのを考慮して、(1) 加盟国の本調査への参加を勧奨すると共に、(2) IOC事務局がSOCRその他適当団体と協議し、調整役を受けけることを指示した。

#### 議題5. 国際海洋学計画

多くの海洋研究が提案されたが、有効であるためには、加盟国のいくつかが協力する必要がある、これら提案への協力により、全世界海洋の知識を実質的に増すであろう。協同研究には、各提案が含む諸種事情について、参加国の慎重な検討評価を要する点、およびIOCが、終局目的として、世界海洋研究の総合企画にまとめ上げることで著しく貢献する点とをみとめて、次の提案について、世界海洋研究の一環として、参加考慮国の熱心な検討を勧告した。「提案国は事務局と相談し、関係国および関係機関より成る作業部会を作り、適当国内機関、国際的政府および非政府機関と共同し、その企画調整および共同の途を構じ、特別プログラムを作成、全海洋研究の面からみて、適切迅速に実行しうるようにし、またすべての新発見が各計画終了後、すみやかに報告発表されるようにすること、事務局は次回までに、加盟国の意見および提案をまとめることと共に、適当とみる最有効方法を、世界海洋総合研究計画の準備をなすべきこと」がきまった。話題に上った案は、次のとおりである。

(a) 北大西洋一斉調査(米)、(b) 東太平洋熱帯海域協同調査(EPOC, IATTC)、(c) 北大西洋海流調査(ソ連)、(d) 西太平洋海流調査(ソ連)、(e) 西アフリカ、ギニア調査年(CCTA, CSA, 米)、(f) ブラジル海流、フォークランド海流域南大西洋調査(ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン)、(g) 海洋物理的特性の時間的変化の基準断面による調査(ソ連)、(h) 北太平洋一斉調査(ソ連)、(i) 豪州、東南アジア海域(NAGA 第2計画)、(タイ、ベトナム)、(j) メキシコ湾、カリブ海の研究(メキシコ)等。

#### 議題5(d) 船舶位置決定手段

IOCは、各加盟国を通じて、精密な海洋研究の要求に応じるための、陸地からの長距離無線電波による、航行位置標定組織の発達と確立を勧奨支持し、インド洋のごとき、現在不備で、しかも大規模な海洋調査の企画されている海域に、事業を優先的に進める。また国際水路局および国際民間航空機関に要請し、その加盟国が、IOCと協力して、±0.25カイリの位置精度を約束する単一の国内的、国際的陸上よりの長距離無線授受信組織の早期実現に努力、国際観測参加国全船の受信可能なように設備し、精度が多少欠けて、2カイリでも、安価な衛星のような方法の研究を進めることが決議された。

#### 議題5(d.e) 通信に関する決議案

海洋学研究の実施に当り、重要な無線通信に関し、専門家を集め、作業部会を作り、割当周波数、新装置、技術の発展を考えて、問題に当れるよう、IOC事務局に委任する。部会は、次回のAdministrative Radio Conference研究部会に間に合うような勧告を添えて、報告を提出し、それにより、IOCおよび加盟国よりの申し出が、その会議で承認、採用されるようにすることにきまった。

#### 議題5(e) 定点に関する決議案

特設の定点問題作業部会の報告に基づき、加盟国が毎年(i)各型式のか動中の観測所、(ii)そこで収集する測値と測点の時間間隔、(iii)将来の拡張計画(工事および器械設備に関する技術情報を含む)の詳報を、IOC事務局あてに寄せることを勧告し、海洋学の必要をみたすため、定点気象観測船を十分利用し、ユネスコはIMCOと連絡、無人、有人の観測ブイの法的事項を明確にする。事務局が、加盟国、WMO、その他適当な専門家より成る作業部会を作り、現在の定点分布網とその拡張の必要(型、数、位置、観測の種類、時間間隔)を研究し、その要請に応じる勧告を求めらる。(部会から次回IOC会議に報告)。

#### 議題6. データ交換 (日本提案)

海洋学データの十分かつ迅速な交換をもちたててを望み、各国水路局を下部センターにもつ国際水路局に、測深データセンターのあることを含め、幾つかのデータセンターの現存を認め、1960年7月のコペンハーゲンでの政府間会議における勧告 (イ. 海洋学データは交換されるべきもの。ロ. 地球観測年に設けられた世界データセンター組織は、将来にわたり持続されるべきもの) を反覆し、さらに追加として、(1)領海外にある船または観測所で得られたデータのうち、国が宣言した計画から得られたものは、全部地球観測年データ指針の方式と表題にしたがって、交換すべきこと、(2)海洋学データの収集、処理、分析、交換を容易にするため、加盟国に国内データセンター設置を勧告するが、これによって、加盟国が国際水路局 (I. H. B.) に参加し、世界データセンターA、Bと協力し、できる限り大規模の世界海洋水深図作成に努め、米、ソ、英がデータセンターA、Bおよび平均海面資料常温処理所、ICES、WMO等より代表者を海洋学データ作業部会に送るよう呼びかける。この部会の使命は、海洋学データの交換促進、データの報告および符号化の形式統一、データ目録作製奨励であり、国内データセンターの発達援助に当る作業部会は、次回IOC会議に報告提出することにきまり、IOC事務局は、将来交換されるべきデータの量と質につき、適当団体に諮問することになった。

#### 議題6(2) 国内および地域計画の調整連絡

IOCに、現行国内計画、将来計画、外国専門家に提供し得るベッド数、他国の将来航海に参加用意ある専門家を報告し、航海終了後、一般結果を迅速に報告、新案器械技術の記述も報告する。これらをまとめてユネスコ海洋学室では、ニュースレター発行配布、科学器械ブール実現可能性も攻究する。

#### 議題7. 海洋学の方法および器械の標準化と比較検定

共同観測企画の重要性と、その成功のために

必要であり、SCORが作業部会構成員を任命し、広く現行の海洋学的方法、器械を調査、集計、批判し、それらの方法や器械器具につき、広く使える正確なデータの出せない点がどこにあるかを明らかにし、IOCに報告、対策手段を勧告する。必要な比較検定作業費をIOCが計上し、ユネスコの将来予算にこれを含める。

#### (2) IOCビューローおよび諮問委員会

(1962年4月10日~12日, Paris, ユネスコ本部)

日本の諮問委員菅原健教授が出席不能のため、戸田ユネスコ常駐代表がオブザーバーとして出席した。

物故した Bruun 議長の後任として選出された W. M. Cameron (カナダ) が議長となり、通信、漁業科学、データ交換の3部会を設け、審議した。

#### 決議1. IOC と他機関との関係

IOCがSCOR以外に水産海洋学関係の諮問団体をもつ必要があるかどうかについて、論議されたが、大勢は、最近SCORに設置された水産海洋学作業部会に諮問委員会の役割を持たせれば十分との Humphrey 博士の意見を支持するとみられた。

#### 決議4. 国際インド洋調査

最近いくつかの国、なかんずく日本から「予算の関係上参加不可能」との通告に接し、暗礁に乗り上げているので、SCORから、政府機関と結びつけて、本調査調整活動をIOC事務局に移管して行なうことになった。

#### 決議3. 協同国際海洋調査計画

アメリカ案の熱帯大西洋協同観測 (1963年)、ソ連案の太平洋、大西洋北部協同観測 (1964~65) が登場し、加盟国に原案を送付して、検討を求めることになった。SCORの常置幹事会で、科学的に検討評価する作業部会設置がまった。

決議6通信問題および決議7の定点観測について、作業部会を8月開催することにきめた。(日本は同部会に欠席したためIOC第2回会

議の際に

(3) IOC

(1962)

コ本部

代表出席

バー15カ

関代表者(

洋学室職員

寺田一彦、

本国外使館

ザーバーと

官房総務課

決議事項

のをくわし

決議1.

IOC憲法

条件を定め

府機関で、

と共同で、

決議2.

ソ連案(

あまりに野

は、まず基

と、仏、英

言があり、

て次のよう

が生まれた

研究全体計

および全世

する骨組と

計画は世界

的、地球物

および水産

た時間、空

予備的な大

海洋調査、

黒潮流域の

段階にある

IAEA、その

議の際に、事情が不明で、不利を見た。)

### (3) IOC 第2回会議

(1962年9月20日～28日, Paris, ユネスコ本部)

代表出席国は、加盟44か国中37か国。オブザーバー15か国。それに国際連合その他の関係機関代表者(ユネスコ代表者を含む)、ユネスコ海洋学室職員等も出席。日本代表は、戸田盛国、寺田一彦、宇田道隆、倉本昌昭(在フランス日本国大使館科学アタッシェ)の4氏。なおオブザーバーとして、栗林隆一氏(科学技術庁長官官房総務課課長補佐)出席。議長は Cameron。決議事項のうち、特にわが国に關係の深いものをくわしく書くと、次のとおりになる。

#### 決議1. 政府間および非政府間機関の IOC 事業への参加

IOC 憲章で、投票権なしに会議参加招待の条件を定め、北太平洋漁業評議會のような非政府機関で、海洋努力に活動ないし關心あるものと共同で、IOC 事業を進めるようにした。

#### 決議2. 世界海洋研究全体計画

ソ連案(大西洋、太平洋の北部一斉観測)は、あまりに野心的な大仕事すぎるから、現段階では、まず基礎的な調査、準備、訓練等が必要と、仏、英、日本、トルコ、伊等の代表から発言があり、本件は作業部会へ回された。そして次のような結論を得、将来の共同調査の原則がきまった。すなわち、「IOC は、世界海洋研究全体計画の発展が、多種の国内的、地域的および全世界にわたる国際海洋調査計画を企画する骨組として、最重要なことを知って、この計画は世界海洋の物理学的、化学的、地質学的、地球物理学的、気象学的、生物学的海洋学および水産海洋学の面を包含すべきであり、また時間、空間と共に変るといふ特性を考へて、予備的な大西洋・太平洋の北部の力学的研究等海洋調査、インド洋、熱帯大西洋、南大西洋、黒潮流域のための特別調査計画が、すでに発展段階にあることに注目し、SCORか、WMO、IAEA、その他適当な国際連合機関、および

IOC の水産海洋学の諮問団体、その他の緊要なグループと協議して、IOC 第3回会議で考慮するために、種々な国内的、地域的、国際的の海洋調査計画の基礎になるよう、世界海洋研究全体計画の一般科学的骨組(a general scientific framework, GSF)の準備を要請し、かつ SCOR, WMO, IAEA, その他適当な国際連合機関、および ICO の水産海洋学諮問団体に、調査の原則的指引の提出を要請する。

- (1) GSFは、思いきって敏速に、現場、実験室と、世界海洋の自然および資源との理論的調査に指向させるべきであり、また収集データの商工業、航海、水産、天気予報その他への応用を考えるべきものとする。
- (2) GSFには、海中の現象過程の利用できる知識と、各大洋水域海洋学的特性の時空変化に関して、既に収集したデータとをあわせて、とりいれるべきである。
- (3) GSFは、世界海洋の比較的大きな部分の総観的研究を包含すべきで、それにより、比較的良好に知られた区域の小規模地域的専門的研究と共に、海洋プロセスの発展と海洋特性の地理的分布の、より完全な知識が得られる。
- (4) GSFは、大気・海洋相互作用の知識をよくするように、また気象と海洋現象の調査を相伴うように、保証しなければならない。
- (5) GSFを發展させて、地球内部探査(Upper Mantle Project)、世界磁気測量、その他同様の国際企画に、地質学、地球物理学的観測を関連させるよう、配慮すべきである。
- (6) GSFは、計画実施に当り、精密航法、位置コントロール、利用し得る最新の海洋学的測器技術、海洋学用ブイ、定点気象観測船、航空機およびサテライト、沿岸および洋上の定点、迅速データ送達、および交換処理に最良利用可能方法を活用するよう、考慮すべきである。
- (7) GSFから、發展した計画実施が、完全な

情報とデータ交換、観測技術の標準化と比較検定に依存する事実、正当な考慮を払うべきである。

### 決議3. 国際インド洋調査 (IIOE) の調整

IOC はインド洋航海の各国実行計画調整の緊急必要を認め、さらに各科学的専門分野での調整もなされるべきことを認め、本調査が日下進行中で、調整を行なう時間があまりないことを考えて、参加メンバー国、これから行なう参加非メンバー国が、できるだけ早く IIOE 国内計画調整者 (National Coordinator) を任命するよう要請する。これら National Coordinator を集めて、International Coordination Group (国際調整グループ) を構成し、IOC 事務局が、それに関する適当な専門家を必要とときに、これを招集する。SCOR は、10月1~3日の執行委員会で、関係者の「科学的リーダー」の1小グループを任命し、各員が IIOE の重要科学専門分野の代表であることを要請する。各人は、各専門分野について、今日までの調査成果を総覧し、将来作業に対する現在計画を評価し、1963年3月31日以前に、専門的勧告を、SCORを通してIOCへ出す。これら勧告は、メンバー国が、IIOEの科学的全体目的達成に必要な国内計画変更を考慮できるように、IOC本部とNational Coordinatorsにより、総覧されよう。

### 決議4. 国際インド洋調査の気象学的面

インド洋観測従事船のため、国際気象センター (IMC, ボンベイにある) の研究サービスが、敏速なラジオによる気象通報を行ない、インド洋横断全船に関する気象観測通報に協力を求めているので、上記船舶を“選定船”に指定することを、全参加海洋調査船の無線士が、各国の気象サービス機関に求めることを勧告し、さらに WMO 実施の標準とあわせて、ラジオにより、海表面気象観測 (00, 06, 12, 18時GMT) を行なって迅速通報を勧告し、最寄の海岸無電局放送資料として送り、船上高層気象観測についても同様施行を勧告する。日々の地上および高層天気図を、1963年1月1日から2か年間、

MIC ではじめて解析、海洋観測船の無線士が要求する日々の天気予報の電信符号化図、ファクシミリ図等のため、あらゆる努力を払うよう勧告する。インド洋研究、特に漁業においては、海表面水温図が役立つから、IMC では、1963年1月1日に始まる2年間、半月別海面等水温線図を作成し、有料利用と共に、IIOEの最後に、図集を刊行し、コピーとデータは無料で「世界データセンターA, B」に提供することを勧告する。WMOが、IMCの創建活動を助けるために、あらゆる可能な行動をとるよう要請する。

### 決議5. インド洋の水産海洋学

1962年7月2日~14日、ラホヤでFAOの開催した「世界マグロ生物学会議」決議からの要求で、IOCは、IIOE関係として、表面水温図をIMCより供与されること、SCOR水産海洋学作業部会の水産海洋学の定義から要求されるIIOEにおける水産海洋学者と非水産海洋学者の密接な協力により、相互の利益を得る機会の存在を知り、最大限に獲得した情報を漁業上に活用させるようにし、一方最も詳しいインド洋全漁業の漁獲と努力の統計を、水産科学者が利用できるように、協力を求める。また参加国の水産機構が、全水産調査船上の海洋学データの系統的収集を、その調査船の第一使命の許す限り行ない、データを世界データセンターに迅速に送るよう勧告し、特にFAOとSCORとが、これらの目的達成に協力することを要請し、適当諮問団体と協議して、IIOEの水産面サブジェクト・リーダーの任命を求め、この計画調整に責任を持ち、現在および潜在的当水域全漁業に関する最大利益を、IIOEから確保するため、かれらに働いてもらう。

事務局は適当団体と協議して、財政的に、この水産面サブジェクト・リーダーの仕事を支持する適当手段を發展させるであろう。

### 決議6. 南緯20度以北の大西洋・太平洋国際的シノプティック一斉調査

IOCは、ソ連案が科学的実際的であることを認めて、これにより大洋循環の変化と性格を

よく知る  
大規模調  
準備段階  
定し。

(1) 本

(2) 第

(a) 第

し

D.

ラ

(b) 第

調

測

(c) 第

洋

年

(d) 第

(b),

IN

う

(e) 第

互

(f) 第

タ

IOC 事

(a) 第

調

(b) 第

技

メ

(c) 第

の

議

調

階

を

以上の

SCOR が

に基づい

で、英、

た結論を

よく知ることができることをさらに認めるが、大規模調査なので、方法にも色々困難があり、準備段階が必要と考えられる故、次のように決定し。

- (1) 本計画は一般企画発展の基礎として採択
- (2) 第1段階は、
  - (a) 熱帯大西洋国際協力調査 (ICITA) として、1962年6月22—23日、ワシントン D.C. で、IOC 作業部会が作ったプログラムで、1963年冬夏に行なう。
  - (b) 海流の発達プロセスとその変化の特別調査 (国内レベルで調査を組織し、直接測流)。
  - (c) 国際一斉観測は、大深度まで、大西洋・太平洋の10—15標準横断面で、1963年から行なう。
  - (d) 両洋の国内的、地域的調査 (上記(a), (b), (c)に補足的なもの、ICES, ICNAF, INPFC, IPFC, その他地域機構の行なうものを含む)。
  - (e) 測流、ブイ設備および方法の交換と相互比較。
  - (f) IGY, その他 ICES 等での従前データの研究解析を継続。

#### IOC 事務局への要請

- (a) 両洋一斉調査第1段階の手順に必要な調査
- (b) 一斉調査実施、海流循環の一斉研究の技術的手段の、最も迅速可能な開発に、メンバー国の特別な注意を喚起する。
- (c) 第1段階調査実行中に集積された経験の連続解析を組織し、適当諮問団体と協議して、将来大規模な大洋力学国際一斉調査計画の開発を実施するよう、今後段階のプランをたてる (大気大洋相互作用を考える)。

以上のように、当初のソ連原案については、SCOR が各国にアンケートを求め、その回答に基づいて、1962年9月10—14日、モスクワで、英、米、ソ連の海洋学者が科学的に検討した結論をもとに、規模を縮小して、長期計画第

1段階から着手することになった。

#### 決議7. 国際協力熱帯大西洋調査

IOC は、熱帯大西洋国際協力調査作業部会報告と、調整グループ報告とに賛成し、これを採択し、メンバー国に積極参加を勧奨し、FAO, UNESCO, WMO, IAEA, CCTA/CSA 等関係機構に本計画を指示し、メンバーの積極参加を要請し、参加メンバー国よりの指名メンバーで調整グループを作り、関係機構代表にオブザーバーとして会議出席を要請し、グループの議長、International Coordinator は IOC の事務局に責任を持ち、定められた機能を持つことになった。米国原案で進み、米国水産庁 Brock 博士が責任者になった。米、ソ連、アルゼンチン、ブラジル、象牙海岸、ナイジェリア、コンゴより計14隻参加。

1963年2月～3月の EQUALANT I, 同年8月の EQUALANT II の2回にわたり調査する。日本代表 (宇田) 質問に対して、日本の参加大歓迎の旨、議長 Cameron, 米その他関係国代表より表明があった。

#### 決議8. 一般海洋水深図

出版については、国際水路局の申し入れにより、百万分の一水深図26枚分の費用を、国際連合で考えることになった。

#### 決議9. 検潮儀の設置と維持

日本 (寺田) 代表が、検潮儀は平均水面ほか諸種現象に活用できるので、水準測量に関連が必要と発言して、本案を提出した。宇田代表は、海流変動測定に活用し得るから、主流横断測点を設定せよと発言した。そして作業グループに付託し、原案の修正可決をみた。

#### 決議10. 津浪警報システム

これも日本提案で、寺田代表が説明した。作業部会にかけ、日、米、ソ、WMO で決議案を作り、採択された。これは、太平洋地域 IOC 加盟国が、本件国内組織を確立し、津波の研究および測定技術の発達、測定装置の開発の促進を勧告し、IOC が WMO 等と協力して、適切な措置をとることを要求したものである。

#### 決議11. アルゼンチン・ブラジル・ウルグァ

#### イによる南大西洋協力調査

フオー克蘭ド海流、ブラジル海流の相交わる南米大陸棚漁場の海洋調査で、将来日本漁業に関係がある。

#### 決議12. 黒潮および付近水域協同研究

本件は、1962年3月のマニラ会議で採択され、日本から技術的担当を約したもので黒潮域一斉調査を関係加盟国(日、韓、台湾、フィリッピン等)で系統的に行なう。

#### 決議13. 北大西洋漁業国際委員会 (ICNAF) 環境計画

北大西洋漁業資源(タラ等の卵、稚魚)への海流等環境の影響に関する一斉海洋調査で、最近日本船出漁域となるため関係がある。

#### 決議14. 総観一斉海洋学データの迅速活用手段研究

日本(宇田)代表よりの提案を、作業部会で検討されたが、ソ連等の反対意見もあって修正され、米、英、ノルウエー等の支持を得て可決された。シノブチック海況資料を、漁業のため迅速に利用する手段(ファクシミリ・ラジオ等)を研究する件で、IOC事務局が、水産海洋学諮問委員会等でさらに検討することを要求し、海況調査を行なっている加盟国に、現状報告を求めたものである。

#### 決議15. IOCの諮問チャンネル

作業部会を経て、FAOの海洋資源諮問委員会(ACMRR)13名に、ソ連(FAOに加入していない)2名を加え、計15名の代表をもって構成するIOCの水産面海洋学諮問団体(Advisory bodies on Fisheries aspects of Oceanography)を可決した。ソ連2名案は、アメリカ代表のすいせんによるものである。SCORは、broad scientific aspects of Oceanographyのadvisory bodyであるだけにとどまった。

本件のために設けられたSCORの水産海洋学作業委員会は、9月10—14日にBergenで開催され、日本より宇田道隆教授が出席した。水産海洋学の定義、目的と研究項目、過去の成果と今後なすべき事項などを、議長ChapmanからSOCRに報告した。(宇田教授はACM

RRメンバーに推された)。

#### 決議16. 通信問題

作業部会を、1962年8月6—10日、にパリのユネスコ本部で開き、勧告(資料)を採択した。3kc/s電波帯を、国内的に海洋学専用割りあてるという勧告があり、戸田代表が訓令に基づき、これを留保しようとしたが、支持はなかった。本件検討のため、1963年中頃に、各国郵政、気象当局の代表者から成る専門家会議を召集する。

#### 決議17. 海洋観測定點

作業部会が1962年8月6日に、パリのユネスコ本部で開かれた。その報告書を検討修正の上、採択した。

#### 決議18. 定點海洋観測定の法律的地位

#### 決議19. 海洋学的技術方法の標準化と相互比較検定

IOCは、メンバー政府に、各国で使用されているすべての海洋学的技術の精度さと相互比較検査を促進することを要請した。各国政府が財政的援助を与えると共に、IOC事務局が、相互検定テストとシンポジウムのため、財政的考慮を払うことになっており、将来は大規模の国際的事業に発展することが予想されている。

#### 決議20. データ交換

1962年8月7—10日のワシントンでの作業部会が作成した報告を承認し、同作業部会を今後も継続し、シノブチック海洋学データの迅速配布、利用問題に、特に注意を払うことになった。

#### 決議21. メートル法および摂氏の採用

日本の提案を、Wooster(ユネスコ)、寺田(日本)、Langro(WMO)3者で字句修正の上、可決した。IOCは、海洋学刊行物に、できるだけメートル法および摂氏を使用するよう、メンバー国に勧告した。

#### 決議22. SCORならびにIOC事務局

SCORに対応する各加盟国の国内海洋学研究委員会を充実させ、事務局と連繫強化を行なうことを勧告した。

なお、議長はCameron(カナダ)、副議長は

Capurro  
と定まった  
Internatio  
1965年に  
第1回大会  
米国はこれ  
回会議は、  
未定)。

#### 結

IOCと  
だすつきり  
り軌道にの  
日本でも、  
いないが、  
て、関係国  
当っている  
うわけでは  
て、会議出  
ったりして  
いては、日  
り、科学技  
各々独立し  
どでも多少  
英、ソ連等  
て、一体作  
進められ、  
IOCにつ  
臨んでいる  
ド洋観測一  
に、文部省  
これのイン  
て、混雑を  
加が予算的  
るありさま  
聞きわにな  
バーさえ出  
ないありさ  
気象庁、  
庁をまとめ  
部省とで、

Capurro (アルゼンチン), Tchekurov (ソ連)と定まった。第2回国際海洋学大会 (Second International Oceanographic Congress) は、1965年にモスクワで開催と予想された。(なお第1回大会は1959年にニューヨークで開かれ、米国はこれに11万ドルを支出した)。IOC 第3回会議は、1964年4月ごろ開催される。(場所未定)。

### 結 び

IOC と国際連合の他機関との関連には、まだすっきりしないものが多く、これらをすっきり軌道にのせるには、何年もかかるであろう。日本でも、国内のIOC 対応機関がまだできていないが、今のところ、外務省が窓口となって、関係国内機関でいっしょに協議して処理に当たっているもの、場当たりで、常置委員制というわけではないし、責任者もいない。したがって、会議出席予算などは、とれたり、とれなかったりしている。日本国内の海洋研究調査については、日本学術会議に海洋学特別委員会があり、科学技術庁に海洋科学技術審議会があり、各々独立して存在し、このほかに防衛庁関係などでも多少の海洋研究が行なわれている。米、英、ソ連等の世界の大国では、海軍なども含めて、一体化した強力組織をもって、海洋研究が進められ、予算化するに当たっても問題なく、IOC についても、周到な準備と陣容をもって臨んでいる。一方、日本では、たとえば、インド洋観測一つを行なうにしても、前記のほかに、文部省の測地学審議会というものがある、これのインド洋調査分科会が処理に当たっていて、混雑を極め、国際的にも、日本の参加不参加が予算的に激変して、国家の信威にも関係するありさまである。IOC への出席についても、聞きわにならぬときまらぬし、ビューローメンバーさえ出席できず、責任をもって準備もできないありさまである。

気象庁、海上保安庁・水路部、水産庁の3官庁をまとめる科学技術庁と、大学関係を扱う文部省とで、科学研究調査の統一的処理の上で対

立があって、解消していない現実が、対外的にも大きなマイナスを起している。外務省国際連合科学課、日本ユネスコ国内委員会がこれに加わって、対外的処理を含め、一体化するためには、何らかの強い力にたよる以外に方法がないのだろうか。

国際連合内でも、海洋研究が世界的規模でとり上げられるようになった今日では、もはや現在のユネスコを中心とする IOC の形だけでは、処理が困難なので、これを核として、より高いレベルで国際連合内に新しい組織、たとえば World Oceanographic Organization (WOO) とでも称するものを作るべきではないかという声、ユネスコ海洋学室、FAO、IAEA、WMO など、IOC 参加者の間で、強まって来ている。IOC 第2回会議運営会に WOO の話は出たが、時機尚早で進まなかった。

1952年ごろ、海洋研究の重要性を将来にみてとって、日本からユネスコに発唱してスタートとした当時はふり返り、この10年間の世界的にひろがった急速の漁場開発と海洋研究発展の過程を思いくらべて、感慨無量であると共に、米国などでは、いち早く TENOC による倍增計画が、予定以上急ピッチで進行しているのに、日本では、内部でゴタゴタしているばかりで、一向にまとまった発展的態勢にならず、長期計画などが今あちこちで練られてはいるが、このような根本的な認識に立った命題が一貫して明らかにされていないため、計画自体もバラバラのありさまである。これでは、大蔵省側から無定見と言われても仕方がないが、また一面、大蔵省も含めた日本の政府首脳者に、正しい世界的背景に立つ日本の現状をはっきり示し、その欠陥の所在を認識させて、それにより、新たな解決をもたらすための統一の海洋研究長期計画が樹立されなくてはならない段階に来ている。

それがおそいほど、発唱者である日本の海洋研究は、追従的におくれたものとなり、世界的はおろか、東洋においても、米、ソ等が積極的な今日、見ばえのしないものに化すおそれがある。

今のように、他国の呼びかけに消極的守勢の態度でなく、世界海洋研究全体計画に日本が責任もって、もっと力強い発言のできるように早くなってほしい。

東京大学付置の海洋研究所は、昭和37年4月に発足したが、最初の構想に比して隔たりが大きいありさまであり、はたして、世界的大海洋研究調査の一環を担当し得るものになるか危ぶまれる。

ユネスコに1952年ごろ呼びかけた日本の国際海洋研究所の構想は、その後、国立のものに変わったものの、世界的海洋活動の基盤となる大きなものであったはずである。世界一の水産活動国である日本が、その漁場である海洋の大調査に参加できない現状は、まことに残念である。「出漁国は、その水域の魚族保全に責任をもち、調査報告をする義務がある」とは、今や世界通念である。

〔注：筆者は東京水産大学教授、ユネスコ国際海洋学パネルメンバー、IOC水産面海洋学諮問委員であり、海洋学研究政府間会議(1960年7月、コペンハーゲン)、IOC第2回会議(1962年9月、パリ)に政府代表として出席し、またSCORの水産海洋学作業委員会(1962年9月、ベルゲン)、および国際インド洋調査作業委員会(1960年7月、コペンハーゲンと同年7—8月、ヘルシンキ)にも出席して、それぞれの関係海洋学を担当した。〕

#### 〔付録〕 政府間海洋学委員会規約

##### 第 1 条

1. 政府間海洋学委員会(以下委員会という)は、国際連合教育科学文化機関の中に設置される。
2. 委員会の目的は、その加盟国の協同的活動により、海洋の性格と資源についてより多くの知識を得るための科学的研究を促進することにある。

##### 第 2 条

1. 委員会への加盟資格は、国際連合教育科学文化機関、食糧農業機関、国際連合および国際連合組織のその他の機構の加盟国で協同的活動を必要とする海洋学事業計画に参加する意志のあるすべての国に開

放される。

2. 上記機関の加盟国は、協同的活動を必要とする海洋学事業計画に参加する意志のあることを、その所属機関の行政上の長に通報することにより、委員会の加盟資格を得る。国際連合教育科学文化機関以外の機関の行政上の長が受取ったいかなるこのような通報も、前者の事務局長に伝達される。
3. 委員会の加盟国は、国際連合教育科学文化機関の事務局長またはその加盟している第1項に述べられた機関の行政上の長にその意図を通報することにより、委員会を脱退することが出来る。このような通報は、通報後の最初の委員会の会議の終了の時、または、もし委員会の会期中に通報があった場合は、その会期の終了の時に効力を発生する。

##### 第 3 条

1. 委員会は、それ以外の会議の間隔が委員会によって決定される場合を除いて、原則として毎年招集される。
2. 各加盟国は、投票権1票を持ち、委員会の会議に出席を必要とされる代表、顧問、および専門家を各自の費用において派遣することが出来る。
3. 委員会は、その議事規則および投票規則を決定する。

##### 第 4 条

1. 委員会はその加盟国の共同活動を要求する事業遂行に必要な措置とともに海洋学調査の国際事業計画を考慮し勧告する。
2. 委員会はまた、上記第1項に言及されている国際海洋学調査計画にしたがって、海洋学資料の世界データセンター、専門データセンターを通ずる、およびその他の方法による交換の性質、形式および方法を勧告する。

##### 第 5 条

1. 委員会は、特別の事業計画の検討および実施のため、当該事業計画に興味を持つ加盟国により構成される小委員会を設けることが出来る。
2. 委員会は、このようないかなる小委員会に対しても、当該事業に関し、そのすべてまたは一部の権限を委任することが出来る。

##### 第 6 条

1. 各年次会議の際、委員会は議長および2名の副議長を選出する。議長および副議長は、年次会議の中間および次の年次会議を通してビューローを構成する。ビューローの委員の任期はその選出された会議

- の終りに始まり、次の年次会議の終りに満了する。ビューローは国際連合教育科学文化機関の事務局長またはビューロー委員の1人の要請により、必要があれば会議と会議の間にも招集されることがある。
2. 会議と会議の間には、委員会のビューローは、委員会によって指定される職務を遂行する。

#### 第 7 条

1. 国際連合教育科学文化機関、食糧農業機関、国際連合および国連組織の他の機関の加盟国で、委員会に加盟していない国の代表は、委員会の会議に投票権なしで参加することが出来る。
2. 第2条第1項に述べられた機関の代表は、委員会の会議に投票権なしで参加することが出来る。
3. 委員会は、他の政府間機関および非政府団体が、委員会の会議に投票権なしで招請される条件を決定する。

#### 第 8 条

1. 委員会の事務局は、国際連合教育科学文化機関の事務局長の権威の下に、同機関の自然科学局により提供され、同局は委員会に対してその事業に必要な人員および材料をあたえる。事務局は、ユネスコ海洋学部長がその長となる。食糧農業機関および第2条第1項に列記されたその他の興味を持つ機関の職員は、これらの機関との協定によって、この人員に追加されることが出来る。
2. 事務局は、委員会の会議の世話をする責任をもつ。
3. 事務局は委員会の勧告する国際海洋学研究計画の

日々の調整を実施する。またビューローの指示により、次の委員会会議の期日を定め、会議招集に必要な措置を講ずる。

4. 事務局は、委員会の加盟国および種々の関係国際機関から、国際海洋学研究計画のため提案を集め、委員会の考慮のために準備する。
5. 委員会に対する義務のほかに、事務局は、食糧農業機関、世界気象機関(WMO)および第2条第1項に述べられた海洋学研究に参与しているその他の機関と、積極的に協力する。

#### 第 9 条

委員会が、加盟国の共同事業のために加盟国に対して勧告する国際海洋学研究計画は、各国がとる用意のある責任に従い、参加加盟国の資源による援助を得て実施される。しかし委員会は、国際連合教育科学文化機関および第2条第1項に述べられたその他の機関に対して、海洋学者の養成に関する活動、海洋学調査を促進することに関して各国に対する援助、経験の交換、海洋学研究の手段方法の統一および標準化に関連して生ずる経費についてもまた勧告する。これらの活動は、上記の機関の受諾があれば、それらの機関によってそれぞれの憲章および規定に従って融資される。

#### 第 10 条

委員会は、国際連合教育科学文化機関の総会に報告を提出し、この機関の事務局長に対して第2条第1項に述べられたその他すべての興味を持つ機関にこれらの報告書の写しを伝達するよう要請する。